

「特定個人情報取扱規程（サンプル）」について

この「特定個人情報取扱規程（サンプル）」は、従業員10名以下の小規模事業者を想定して作成しています。ついては、貴社の状況にあわせて、内容を適宜変更してご利用ください。なお、特にご留意いただきたい箇所には下線を引いていますのでご確認ください。

- (1) 社長と従業員1名の計2名が、特定個人情報を取り扱うことを想定しています。
- (2) 「PXまいポータル」と「PXシリーズ・あんしん給与」を利用して、マイナンバー制度へ安全・安心に対応される事業者を想定しています。

本サンプルのワードファイルが必要な場合は、当事務所までご連絡ください。

特定個人情報取扱規程（サンプル）

株式会社

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、当社における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。

第2条（定義）

本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。

特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。

個人情報ファイル

個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（以下、「行政機関等」という。）が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率

的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

従業者等

当社にあって、直接間接に当社の指揮監督を受けて、当社の業務に従事している者を行い、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、当社との間の雇用関係にない者（取締役、監査役、派遣社員等）を含む。

特定個人情報の取扱い

特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

第3条（適用）

1. 本規程は、従業者等に適用する。
2. 本規程は、当社が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

第4条（特定個人情報基本方針）

1. 当社は、次の事項を特定個人情報の基本方針とする。

特定個人情報に関する法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守すること。

自社の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱うこと。

従業者等が当基本方針を遵守すること。

当基本方針を継続的に改善すること。

問い合わせに関する事項を次の通りとすること。

所在地

電話番号

- -

メールアドレス

@

2. 当社は、当基本方針を従業者等に周知せしめるものとする。

第2章 管理体制

第5条（個人番号を取り扱う事務の範囲）

当社は、当社における個人番号を取り扱う事務の範囲を以下のとおりとする。

従業者等に係る源泉徴収事務

従業者等に係る年末調整事務

従業者等に係る社会保険関係事務及び労働保険関係事務
法定調書作成事務

第6条（事務取扱責任者・担当者）

1. 当社は、特定個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する者を事務取扱責任者とし、その責任者を社長とする。
2. 当社は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う者を事務取扱担当者とする。

事務取扱担当者は、従業者等から受領する個人番号及び個人番号確認書類を、「PXまいポータル」および「PXシリーズ（PX2、PX3、PX4クラウド、あんしん給与）」（以下、TKCシステムといいます。）を使用して本人にデータの入力及び確認を依頼するものとし、紙、磁気媒体による授受を禁止する。

事務取扱担当者は、TKCシステムを使用して取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。

事務取扱担当者は、TKCシステムを使用して第5条で定める事務による資料を作成し、行政機関等に提出する。

3. 事務取扱担当者は、特定個人情報等を取り扱うTKCシステム及び機器等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。
4. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録を作成し、適宜記録する。

第7条（利用機器及び取扱区域）

当社は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するため次の措置を講じることとする。

TKCシステムを利用する機器等を特定すること。

事務取扱責任者及び事務取扱担当者以外の者が、TKCシステムを覗き見できない場所でTKCシステムを利用すること。

第8条（従業者等の教育）

当社は、従業者等に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報等の適正な取扱いを図るものとする。

第9条（従業者等の監督）

当社は、従業者等が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

第10条（特定個人情報等の取扱状況の確認）

1. 社長は、関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2. 社長は、執務記録の内容を定期的に確認する。

第 11 条（体制の見直し）

1. 当社は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策において見直しを行い、改善を図るものとする。
2. 社長は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

第 12 条（苦情等への対応）

当社は、当社における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

第 3 章 個人番号の取得、利用等

第 13 条（個人番号の取得、提供の求め）

当社は、第 5 条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

第 14 条（本人確認）

当社は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

第 15 条（本人確認書類の保存）

1. TKCシステムを通じて送信された個人番号を確認するための本人確認書類の画像ファイルは、個人番号の確認作業終了と同時にTKCシステムで自動的に削除される。
2. 事務取扱担当者は、TKCシステムで収集できない本人確認書類がある場合には、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間これを適切に保管する。事務終了後は、これを速やかに返却又は見読不可能な状態にした上で廃棄することとする。

第 16 条（個人番号の利用）

1. 当社は、第 5 条に規定する事務を処理するために個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。
2. 当社は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当社が保有している個人番号を利用することができる。

第 17 条（特定個人情報ファイルの作成の制限）

当社は、第5条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、TKCシステムを使用することとし、TKCシステムを使用する以外の方法による特定個人情報ファイルの作成を禁止する。

第4章 特定個人情報等の保管、管理等

第18条（保管）

1. 当社は、TKCシステムを使用して特定個人情報ファイルを保管するものとし、TKCシステムを使用する以外の方法による特定個人情報ファイルの保管を禁止する。
2. 当社は、第5条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

第19条（TKCシステムの管理）

当社は、当社において使用するTKCシステムにおいて特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる方法により管理する。

当社は、TKCシステムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、TKCシステムを利用する機器にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入する。

当社は、TKCシステムを使用して特定個人情報ファイルを取り扱うことができる者を、ユーザーIDに付与されるアクセス権により事務取扱担当者に限定する。

事務取扱担当者は、TKCシステムを取り扱う上で、ユーザーID、パスワード等により認証する。

事務取扱担当者は、特定個人情報等をインターネット等により外部に送信するときは、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

第20条（特定個人情報等の持出し等）

当社は、当社において保有する特定個人情報等を持ち出すときは、次に掲げる方法により管理する。

特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。

特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。

特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

第5章 特定個人情報等の提供

第21条（特定個人情報等の提供）

- 1．当社は、当社にて保有する特定個人情報等の提供を、第5条に規定する事務に限るものとする。
- 2．当社は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当社で保有している特定個人情報等を提供することができる。

第22条（開示、訂正）

当社は、当社にて保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは、速やかに対応する。

第23条（第三者提供の停止）

当社は、特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

第6章 委託

第24条（委託先の監督）

- 1．当社は、当社の従業者等に係る個人番号関係事務の全部又は一部を他者に委託するときは、委託先において安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。
- 2．当社は、委託先に対して次に掲げる事項を実施する。

委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定する。

委託先との間で次の事項等を記載した契約を締結する。

特定個人情報等に関する秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止、特定個人情報等の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄、従業者等に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告等
- 3．委託先が当社の許諾を得て再委託するときには、再委託先の監督については、前2項の規定を準用する。

第7章 廃棄、消去

第25条（特定個人情報等の廃棄、消去）

当社は、第 18 条第 2 項に規定する保存期間を経過した特定個人情報等について、次の通り速やかに廃棄する。

特定個人情報ファイルは、復元不可能な手法により消去する。

特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は熔解等の復元不可能な手法により廃棄する。

第 8 章 その他

第 26 条（所管官庁等への報告）

事務取扱責任者は、特定個人情報等の漏えいの実事又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

第 27 条（罰則）

当社は、本規程に違反した従業者等に対して就業規則等に基づき処分を行い、その他の従業者等に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

附則

1. 本規程は、平成 年 月 日より実施する。

【解説】

第4条

「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を別途定める場合は、第4条第1項を次の内容に変更してください。

1. 当社は、次の事項を「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」として別途定める。

特定個人情報に関する法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守すること。

自社の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱うこと。

従業者等が当基本方針を遵守すること。

当基本方針を継続的に改善すること。

問い合わせに関する事項を次の通りとすること。

所在地

電話番号

- -

メールアドレス

@

第19条

TKCは、TKCシステムをご利用の関与先様に「TKCウィルス対策プログラム」を無償提供しています。

第19条

TKCは、PXまいポータル利用時の通信セキュリティを次のとおりとしています。

(1) TKCは、PXまいポータルを利用する機器に、クライアント証明書によるデバイス認証を行います。

(2) TKCは、通信経路をSSL（Secure Sockets Layer）で暗号化しています。